

(制度名 民間都市開発推進機構が行う各業務)

費用負担、資金融通、調査の助成、資金貸付、土地取得管理譲渡、費用支援債務保証その他業務

(都市・地域整備局 まちづくり推進課)

1. 制度の概要

民間都市開発推進機構が、民間都市開発の推進に関する特別措置法の指定を受けて行う各業務(参加業務、融通業務、貸付業務、出資・社債等取得業務、債務保証業務、まち再生出資業務、住民参加型まちづくりファンド支援業務、土地取得・譲渡業務、助成・あっせん・調査研究業務)

2. 指定、登録等の基準

民間都市開発の推進に関する特別措置法 第3条第1項

国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の財団法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人民間都市開発推進機構	昭和62年10月7日	東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル3階 03-5546-0781	民間都市開発の推進に関する特別措置法に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金・積算根拠等

機構の各業務の概要、条件等については、下記HPに掲載されている。

<http://www.minto.or.jp/p-menu.html>

各業務に係る手数料、保証料等の積算根拠については、相手方の事業リスク等の審査を行った上で決定しているものもあり、公開していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成20年9月1日現在)

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き、基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

政策評価公表ページ 政策チェックアップ 業績指標No. 165

http://www.mlit.go.jp/hyouka/pdf/check/h19sihyo_kangaekata.pdf